

バックホウの取扱いに注意!

平成16年度上半期において、近畿地方整備局管内の直轄工事で、バックホウを使用する際の取扱いが不適切であったために、事故が11件（速報値）発生しています。下記に主な事例

を紹介しますので、バックホウを使用している現場においては、安全管理を再確認し、事故防止に努めて下さい。

【事例1】法肩等は誘導員を配置して移動を!



バックホウを移動させていたところ、法肩に寄り過ぎて法面に転落するという事故が発生しました。ここで注意すべき点は、誘導員を配置せずに法肩付近を移動していたもので、**転落等の恐れがある法肩付近で誘導員を配置し、誘導させていなかったこと**によるものです。

【事例2】バックホウは掘削機械です!



バックホウで単管パイプを地中に押し込んでいたところ、作業員の手が単管パイプとバケットの間に挟まれた事故が発生しました。ここで注意すべき点は、バックホウで単管パイプを押し込んでいたもので、バックホウを主たる用途以外の用途に使用させていたことと、**作業員を作業範囲内に立ち入らせていたこと**によるものです。

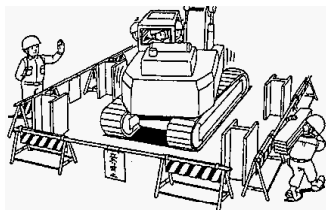
★バックホウを取り扱う際の基本

【転倒又は転落の防止】（安衛則157条）

工事用道路の路肩の崩壊や地盤沈下を防止し、作業に必要な幅員を確保し、転倒や転落の防止に努めること。対策がとれない場合には、誘導員を配置して、安全に誘導させること。

【接触の防止】（安衛則158条）

作業員や第三者が、作業範囲内に立ち入り、危害を及ぼすおそれがある場合には、バリケード等で立入禁止措置を行うこと。作業員との共同作業ややむなく立入禁止措置がとれない場合には、誘導員を配置して、安全に誘導させること。

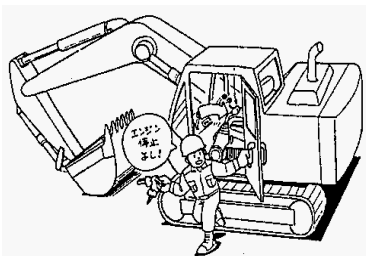


【合図】（安衛則159条）

誘導員を配置するときには一定の合図を定め、誘導員に行わせ、運転手は誘導員の合図に従うこと。

【運転位置から離れる場合の措置】（安衛則160条）

バケット等を地上におろし、エンジンを止め、走行ブレーキをかけ、運転手以外の者が勝手に動かすことができないようキーを抜いておくこと。

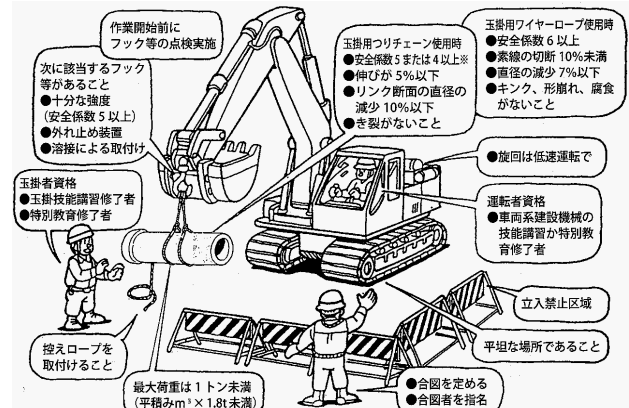


★主たる用途以外の使用の制限(安衛則164条)

バックホウは掘削機械であり、吊作業や杭打ち等、用途以外の使用については原則的に禁止されています。ただし、安衛則では吊作業について、下記のように条件付きで使用可能であるとしています。しかし、より安全を考慮するとクレーン機能付バックホウを適切（クレーン作業にかかる資格等が必要）に使用することが望まれます。

【吊上作業が出来るのは次の条件を全て満たす場合】

- 作業の性質上やむを得ないとき、または安全な作業の遂行上必要なとき
 - 土砂崩壊等で作業員に危険を及ぼす場合に一時的に土留矢板等を吊り上げる作業
 - 移動式クレーンを搬入して作業すると、作業場所が狭くなり危険度が増す場合
- 図の事項全ての措置が出来ている場合



★その他の事故

多種多様な現場で使用されているバックホウは、使用頻度も高く、最も身近な建設機械の一つであり、バックホウが関係する事故は統計的にも多く見られます。表面に記した事故以外にも、いろいろな形態の事故が発生しております。中でも、アームを上げた状態での移動時や掘削作業中にアームを上げた時に架空線等、上空占用物件の切断・接触する事故が、近年多く見られます。

これらの事故を防止するためには、KY活動等の安全教育はもとより、監視員・誘導員を配置したり、物理的な接触防止設備（防護カバー、制限バー等）や注意喚起施設（注意看板、明示旗等）を設置する等、より一層の安全対策を図って、各工事現場において事故のないよう努めて下さい。

9月の事故速報

（平成16年9月30日現在）

発生日時	発生場所	事故の状況
9月1日 3:00	奈良県	道路維持作業において、追越車線を車線規制中、追越車線を走行していた一般車が、保安施設に接触した。 〔物損：保安施設等 損傷〕
9月1日 5:50	兵庫県	舗装修繕工事において、走行車線で規制標識を撤去中、走行車線を走行していた一般車が、後尾警戒車に追突した。 〔物損：後尾警戒車 全損〕
9月1日 13:00	奈良県	道路清掃作業において、追越車線で清掃作業中、走行車線を走行していた一般車のフロントガラスに傷がついた。 〔物損：一般車 フロントガラス 損傷〕
9月2日 4:30	奈良県	橋梁下部工事において、下部施工に伴う国道切り直し箇所の端部に、走行中の一般車が衝突した。 〔物損：保安施設等 損傷〕
9月3日 9:55	兵庫県	橋梁点検業務において、防護用ネットの隙間より作業用工具が滑り落ち、信号待ちしていた一般車に落下した。 〔物損：一般車 フロントガラス 損傷〕
9月4日 10:15	大阪府	共同溝工事において、坑内で溶接作業中、作業員4名の容態が急変し病院へ搬送された。 〔作業員：4名 一酸化炭素中毒〕
9月7日 8:30	京都府	河川維持作業において、堤防天端道路にハザードランプを点灯させながら停止させようとしていた作業車に、原付バイクが追突した。 〔物損：作業車 一部損傷〕
9月7日 9:20	奈良県	道路付属物設置工事において、追越車線の規制準備中に、追越車線を走行してきた一般車が、作業中の交通誘導員に接触した。 〔交通誘導員：左足複雑骨折〕
9月8日 15:30	大阪府	深礎工工事において、バックホウで単管パイプを建込中、作業員が手を出した際、手をバケットと単管とに挟まれ負傷した。 〔作業員：右手指切断等 全治60日〕
9月8日 16:00	京都府	河川維持作業において、肩掛式草刈機での堤防法面の除草後、現場に隣接する場所で駐車していた一般車から、飛石により損傷したとの苦情があった。 〔物損：作業車 フロントガラス 損傷〕

発生日時	発生場所	事故の状況
9月9日 1:00	大阪府	道路維持作業において、路面損傷部の舗装版打換え時に、警察の交通量調査のためのループコイルを切断した。 〔物損：ループコイル 切断〕
9月10日 13:00	兵庫県	堤防復旧工事において、作業車が工事現場に進入するため方向指示器を出して減速していたところ、後続の一般車が追突した。 〔作業員：2名 むち打ち〕
9月13日 9:15	兵庫県	道路改良工事において、工事関係車（10tダンプ）が一般道から工事用道路へ左折進入中、後続の一般車が無理な追越しをかけ、工事関係車の左側に接触した。 〔物損：工事関係車 一部損傷〕
9月15日 11:40	和歌山県	蓋板補修工事において、片側交互通行規制中、走行してきた一般車が規制車に衝突した。 〔物損：規制車 損傷〕
9月21日 14:15	京都府	河川巡視業務において、パトロール車で河川巡視中、方向転換するため後進した際、後続の自動二輪車に接触した。 〔物損：自動二輪車 前部 損傷〕
9月21日 14:40	和歌山県	橋梁耐震補強工事において、バックホウにて掘削作業中、埋設されていた水道管が破損した。 〔物損：水道管 破損〕
9月21日 15:10	京都府	構内配電線路工事において、バックホウにて掘削作業中、埋設されていた雨水配管が破損した。 〔物損：雨水配管 破損〕
9月24日 23:30	兵庫県	トンネル設備点検整備業務において、トンネル内の走行車線で規制準備中、走行してきた一般車が後尾警戒車に追突した。 〔物損：後尾警戒車 後部損傷〕
9月28日 14:50	兵庫県	トンネル改良工事において、急結剤圧送配管内を清掃中、配管吐出部から急結剤が作業員の顔面に向かって噴出し、作業員が負傷した。 〔作業員：両目 負傷 全治14日〕
9月28日 21:05	京都府	共同溝工事において、仮復旧後の道路面に不陸があったため、通行中の原付バイクが転倒したと苦情があった。 〔第三者：左足 擦り傷 全治10日〕
9月30日 23:30	和歌山県	橋梁耐震補強工事において、片側交互通行規制を実施中、停止線で停車していた一般車に後続の一般車が追突した。 〔物損：一般車 後部損傷〕